

合志市自治基本条例推進委員会 【令和7年度 第1回 会議録】

(1) 会議の名称、開催日時及び開催場所

- ・名称 令和7年度第1回合志市自治基本条例推進委員会
- ・日時 令和7年11月26日（水）午後1時30分～3時
- ・場所 合志市役所 2階 大会議室・中

(2) 会議の議題

- (1) 自治基本条例推進委員の活動について
- (2) 合志市自治基本条例の運用状況について
- (3) 次期アクションプランの策定に向けた意見照会

(3) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別

- ・公開

(4) 出席委員及び欠席委員の氏名

[出席委員]

松永 勇 委員	松岡 博 委員	白石 成彦 委員	江崎 孝俊 委員
麦田 真理子 委員	中嶋 香菜 委員	清水 陽子 委員	松本 伸矢 委員
永清 和寛 委員	後藤 祐二 委員	辻 藍 委員	西本 理喜子 委員
末永 舞 委員	後藤 圭子 委員	榊 英雄 委員	

(12名)

[欠席委員] 清原 博幸 委員、古賀 由佳 委員、鷹木 愛 委員、

[事務局] 末永 大樹 企画課長、山口 直美 企画課長補佐、
宮崎 早香 企画課主査、服部 直貴 企画課主査

(5) 傍聴者 0名

(6) 審議内容

以下のとおり（要旨）

末永課長： ただいまより、令和7年度第1回合志市自治基本条例推進委員会を開会いたします。

私は企画課長の末永と申します。本日の司会を務めさせていただきます。まず会議に先立ちまして、諸注意を申し上げます。

【諸注意】

末永課長： では初めに委員の任期終了に伴いまして、本年度新たに全員の委嘱をしたいと思います。
荒木市長より代表者へ委嘱状の交付を行います。

【代表者へ委嘱状を交付】

末永課長： 代表者以外の方にはあらかじめ机の上に委嘱状を配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは市長より挨拶を申し上げます。

荒木市長： 改めまして皆さんこんにちは。
本日は大変お忙しい中、自治基本条例推進委員会の会議にお集まりいただきありがとうございます。

自治基本条例は、市民がまちづくりの主体であり、市民・議会・行政の役割分担を示した合志市の最も基本的な条例です。

しかし、市民生活の現場では、自治会やコミュニティへの参加が任意であることから、ゴミ集積所の管理や公園清掃などの負担が、一部の自治会員に偏っている現状があります。

また、災害時や高齢者の見守りなど、地域の安全を支える活動には自治会や民生委員、消防団などの共助・互助が不可欠です。

私は自治会への加入を条例に謳いたいと考え、総務省等に問い合わせましたが、強制できないとして盛り込むことがかないませんでした。

自治基本条例は理念条例で強制力はありませんが、地域を支えるコミュニティの必要性は年々高まっています。

市としては自治会加入を強制することはできませんが、地域を守るためにには市民の理解と参加が欠かせません。

この委員会では、自治の役割や現状の課題を改めて議論し、条例の中身をより実効性のあるものにするための議論をしてほしいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

末永課長： 市長は所用がございますのでここで退席をさせていただきます。
次に、委員のご紹介をさせていただきます。

【委員の紹介】

末永課長： それでは委員の改選に伴い委員長と副委員長の選任を行いたいと思います。
合志市自治基本条例推進委員会条例第6条に、委員の互選によって定めるとありますので、自薦でも他薦でも結構です。
ご意見はありませんか。

委員： 事務局へ一任します。

末永課長： 事務局一任との声がありましたら、よろしいでしょうか。
では、事務局より提案をさせていただきます。
委員長は、後藤祐二委員、副委員長は後藤圭子委員にお願いしたいと思います。
よろしければ拍手をお願いいたします。

委員： (拍手)

末永課長： 皆さまにご賛同いただけたと思いますので、後藤祐二委員長と後藤圭子副委員長、前のお席にお願いします。
それでは、委員長と副委員長からひと言、ご就任のご挨拶をお願いいたします。

後藤（祐）
委員長： こんにちは。委員の皆様のご推挙により、ただいま委員長を拝命いたしました後藤祐二と申します。私は議会の方で総務常任委員長をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。
本委員会は、皆様方のご協力なくして運営はできないと思っております。意見をいっぱい出し合って、自治に関するよりよい提案ができるように、皆さんと共に頑張っていきたいと思いますので、どうぞご協力の程よろしくお願ひいたします。

後藤（圭） 後藤圭子と申します。合志市市役所の職員として41年間勤めまして、退職して数年が経ちます。

副委員長： 少しでもこの委員会へ力添えができるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

末永課長： ありがとうございました。

では合志市自治基本条例推進委員会条例 第7条第1項の規定により、委員長が議長となるとありますので、後藤委員長にこの後の議事進行をお願いいたします。
よろしくお願ひします。

後藤（祐） それでは今日の議事進行に基づいて議事を進めてまいります。

委員長： 今回初めて委員に選ばれた方も大勢いらっしゃいますので、議題1「自治基本条例推進委員の活動について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 事務局を担当しております、企画課の宮崎と申します。

よろしくお願ひいたします。

【「自治基本条例推進委員の活動について」資料1・2を用いて説明】

後藤（祐） 皆さまから何か質問等はございますでしょうか。

委員長： ないようですので、続きまして、議題2「合志市自治基本条例の運用状況について」、事務局から説明をお願いします。

【「合志市自治基本条例の運用状況について」資料3を用いて説明】

後藤（祐） 皆さまから何か質問等はございますでしょうか。

委員長：
江崎委員 資料を見ましたが全体的に分かりにくく感じました。抜粋して説明があったところは少し理解できましたが、やったことの効果が分かりにくかったです。もう少し、変化があったことや、得られた効果などを分かりやすく示した方がよいと思いました。

- 後藤（祐） 委員長： 数字があるものは、推移が表やグラフで示してあると分かりやすくなるのではないでしょうか。
- 事務局： ご意見ありがとうございます。成果や効果の中にははっきり数値でお示ししにくいのもございますけれども、今後の指標の出し方について、分かりやすい形になるよう検討させていただきたいと思います。
- 松永委員： 自治基本条例推進ガイドブックは、転入者に配布しているのですが、転入後にどれくらい自治会やPTA・子ども会等へに参加されているかという状況を取りまとめていただくと、加入を促す側である私たちも方針を立てやすくなるのでお願ひしたいです。
- 事務局： 転入者に限った加入率という、厳密な数値を把握するのは難しいのですが、本市では年に1回、3000人を対象にした市民アンケートを行っております。その中で「合志市に住んでどれぐらいになりますか」「地域の活動に参加していますか」等という設問がございますので、そのアンケートの集計結果を見るとそういういた数値も少し把握できるかと考えております。そういう参考になりそうな資料をアクションプランに取り入れていくなど、今後工夫ができればと思います。
- 後藤（祐） 委員長： 市民に伝わりやすいガイドブックを作成して、自治会への加入や地域の活動への参加を訴えていく必要があると感じますね。
- 清水委員： 質問ですが、外国の方が転入された時にはどのような対応をしていますか。“自治会”や“区長”という概念すらも外国の方には伝わりにくいと思います。
- 事務局： ごみの捨て方に関しては、環境衛生課で多言語翻訳したものを準備して転入時や希望者へ配布しています。これはホームページにも公開しております。
自治基本条例推進ガイドブックに関しては、翻訳したものは今のところ準備ができておりません。来年度、このガイドブックを改訂する計画です。翻訳した説明が必要か、イラストで図解する方がいいのかなど、皆様にご意見をいただきながら新しいガイドブックをど

うするか考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

松本委員： 外国人が増えているということですが、まず、各自治会の区長さんは地区に外国人が何人いるのか把握されていらっしゃるのでしょうか。ガイドブックに載せるのであれば、外国人を自治会に加入させるべきなのか、そういった方針も考える必要があるのではないかでしょうか。区長さんがそれぞれ考えるのでは負担が大きいため、市にリーダーシップをとっていただきたいと思います。

事務局： ご意見ありがとうございます。
区長へは転入者の情報が届きますので、その中で外国人の人数等も把握できるようになっていると認識しております。

辻委員： 21ページの市民の要望の取り扱いについて質問です。
令和3年度から令和6年度にかけての各課の要望件数で、特に令和6年度の280件は、前年度と比べると80件・4割ぐらい増えていますが、この原因は分かりますか。解決された件数なども分かれば一緒にお願いします。

事務局： この場では分かりかねますので、担当課に確認して回答できればと思います。

事務局補足： (総務課より)

要望件数増加の要因については、住民意識の高まりが考えられます。住みやすいまちづくりに関して、気づき、ご意見をくださる方が増えていることは、自治基本条例の観点からも良い傾向だと考えています。

要望への対応については、すべての要望事項に対して担当課からの回答を取りまとめ、行政協力員会議や区長便で年2回、回答一覧を配布しております。継続対応していた要望も含め、令和7年度に回答終了となったものは約240件ありました。

要望の内訳は、道路の拡張・整備や歩道の設置・カラー塗装、標識や防護柵の設置、大雨時に対応した排水の改善、カーブミラー・防犯灯・消火栓の設置、市有地の樹木の伐採についての内容が多いです。

永清委員：要望に関しては、市民の皆さんのが困りごとが自治会を通すことで解決に繋がりやすくなるということであれば、自治会に加入するメリットになると思いますので、ぜひ周知を図っていただきたいと思います。

また、この自治基本条例推進ガイドブックができたのが令和3年とのことです、それ以前はどうされていたのでしょうか。

事務局：今回お配りしているガイドブックは3代目となります。自治基本条例の制定以降、定期的に作成・配布しておりまして、この3代目のガイドブックを作製したときに一度全戸配布し、その後は転入者に配布しているという形になります。

松永委員：先ほどのご意見に加えてですが、子どもの通学の件は学校に要望することが多いですが、一般の市民は困りごとがあったときにどこに相談すればいいのかがわかりづらく、ご存知の方も多いと思います。通学路の危険箇所についての要望を学校に言われたら、学校からはどこに相談したらよいのか、教育委員会なのか、道路なので建設関係の部署なのか、カーブミラーは警察署なのか、そういった要望の仕方や要望先を明確にして周知する必要もあるのではないかでしょうか。

事務局：要望の仕方について、市民の皆さんにはわかりにくいということですね。担当課がそれぞれありますので、すぐに整理してお示しするのは難しいですが、検討事項とさせていただければと思います。

松本委員：市民が何を考えて、どのような問題があるか、自治会加入者から意見を聞くのがいいのではないかと考えています。回覧板だと書きにくいので、各公民館に提案箱・目安箱を設置してはどうでしょうか。

事務局：公民館ではないですが、市では市役所・ヴィーブル・各市民センター等に「市政への提案箱」を設置しています。認知度が高くないで、周知していく必要性を感じています。

中嶋委員： こども関係については、令和6年度にこども部ができる、こどもの事はこども未来課やこども家庭課に相談すればいいとわかりやすくなり、連携がとりやすくなったと感じています。

不安なことの相談先が分かりやすいと、より多くの意見が出て様々なことがスムーズに進むのではないかと思います。

西本委員： こども関係の部署は、以前は市役所とヴィーブルで分かれていましたが、今は一つの部になり、窓口もヴィーブル内で隣接しています。こども未来課・こども家庭課間でも相談しやすい環境・体制になり、情報共有がリアルタイムにでき、保護者さんの悩みや負担の軽減につながっているのではないかと感じています。こども家庭センターの業務内容や相談体制についても、引き続き周知していきたいと思います。

後藤（祐） 他にご意見等はありませんか。では次の議題に移ります。

委員長： 続きまして、議題3「次期アクションプランの策定に向けた意見照会」について、事務局から説明をお願いします。

【次期アクションプランの策定に向けた意見照会】について資料4を用いて説明】

後藤（祐） 令和8年度からのアクションプランの策定に向けて、委員の皆さんから、「市や議会に対して自治基本条例を推進するためにこういうことを取り入れてもらいたい」というご意見をいただきたいということでした。

それでは質問やご意見はございませんか。

江崎委員： 自治会加入の件と、空き家の件で2点確認をしたいと思います。冒頭の市長の挨拶で自治会への加入は強制できないとありましたが、例えば、ごみ捨て場に関しては、自治会加入者が輪番で清掃して管理しています。しかし自治会に入っていない人が市役所に聞いたら「ごみを捨てるのは自由ですよ」と言わされたと言います。自治会に入って、自治会費や掃除当番を負担している人たちからすると非常に困る話です。そういう相談があったときは、ぜひ市役所からも自治会加入を推進するように対応してほしいと思います。

自治会を脱退する人も増えています。自治会に入らない人からも相当分の経費を負担してもらえるようにできないか明確にしてほしいです。

また、空き家が増えていて、今後はもっと増えていくと思います。防犯面や生活環境の悪化が非常に心配です。空き家になった時に市から指導ができる体制にならないか検討してほしいです。

事務局補足：（環境衛生課より）

市民から問い合わせがあった際に、市役所から「自由に捨ててよい」等とお伝えすることはありません。これまでも区長（自治会長）または組長など役員の方へ相談いただくようご案内しています。一部の自治会では、掃除当番への参加やごみステーションの使用料等を負担することで利用を認めているケースもあると聞いています。

末永課長：まず自治会についてですが、前提条件として自治会の組織活動の中に市は介入できません。自治会の活動や罰則等の規定についても自治会で行っていただくということになります。

清水委員：質問よろしいですか。

私の区では、地区の草刈りや清掃活動が年に数回あります。各家から必ず一人出るようになっています。高齢者や障がいのある人は免除されるのですが、そうでなければ年に数千円を負担する形になっています。それは区で取り決めているということでしょうか。

末永課長：そうですね。自治会で決められていることですので、自治会で金額も違うと思います。

江崎委員：私の区でも同じような取り決めはあります。清掃活動のために集まることで交流を生み、生存確認にもなっています。出られない人の費用負担もあります。高齢や障がいのある方は仕方がないとなります。若くて元気でも自治会に入っていなければ「私は知らない」「費用負担もしない」という人が出てきてしまいます。それはこの自治基本条例の理念に反するのではないか。せっかくこういう場を持っているのだから、お互いに協力できる方法を考えてほしいと思います。

- 末永課長： ご意見ありがとうございます。
もう一点の空家についてですが、「空き家バンク」という事業を行っています。空家を売りたい方・買いたい方が登録して制度を活用すると、予算の範囲で活用奨励金が出るという制度もありますので、今後周知を行っていきたいと思います。
- 永清委員： 不動産・住宅や福祉関連の事業者、市社会福祉協議会と市の都市建設部・健康福祉部で「居住支援協議会」を結成して、住まいの相談受付や高齢者の住まいのサポートを行なっています。
高齢になって施設等に入られた際に、空き家にならないような事前の対策等もサポートしております。
- 白石委員： 自治会の加入率の低下の要因かどうかは分からぬですが、転勤や企業の雇用で合志市に居住することになる人は、外国人も含めて多くいると思います。企業側への働きかけを進めると加入率も上がるのではないかと思い、意見として上げさせていただきます。
- 清水委員： アパートなど賃貸住宅に入居される方は自治会への加入はどうなっているんでしょうか。
- 辻委員： 賃貸住宅に関しては各自治会で違うかもしれません、建てるときに自治会と取り決めて、満室に対して何割くらい等として管理会社が自治会費を支払っているところが多いと思います。
- 永清委員： アパートや住宅地などは開発許可の段階で区長に相談があるので、住宅メーカーや不動産会社側に自治会加入やごみ捨て場の管理について取り決めるようにしているところもありますね。
- 事務局： 不動産会社からの自治会加入の推奨については昨年の議事録にも同様の質問がありましたのでご紹介します。
本市では区長連絡協議会と全日本不動産協会・県優良住宅協会で協定を結んでおり、不動産会社の方から転入者に対し自治会加入を案内していただくようにしているそうです。ただし、すべての転入者に案内ができるわけではないため、地道に声掛けをしていく必要がある、と書いてございます。

- 後藤（祐） 他にご意見等はありませんか。
- 委員長： また、全体を通して質問等ないでしょうか。
なければ事務局にお返ししたいと思います。
- 末永課長： 後藤委員長、議事進行ありがとうございました。
- それでは、事務局から皆様へお願いがございます。
冒頭の話の中にもありました、「自治基本条例の中に“自治会に加入すること”という内容を追加してはどうか」という案に対してどうお感じになられるか、ご意見をいただきたいと考えております。
- 自治会側の立場、合志市に転入してくる人の立場、賛成・反対意見を問いません、率直なご意見をいただければと思います。
- 後藤（祐） 補足させてもらいますと、自治体基本条例の第5条に「市民の責務」というのがあります。市長から、ここに“自治会に加入すること”等という文言を入れたらどうだろうか、というお話をありました。もしこの文言を追加するならば、「合志市は条例で自治会に加入しないと条例に謳ってあるよ」という話になります。
- 合志市に初めて来られた方が、そういう話を聞いたときに、どういう反応をされるのかな、皆さんはどう思われますか、という質問になります。
- 清水委員： 自治会に入りたくない理由は何なんでしょうか。もっとメリットをアピールしてはどうでしょうか。助け合えるよい仕組みだと思うのですが。
- 辻委員： あくまでボランティアのひとつだと思うのですが、それを条例に入るべきと謳うことに問題はないのでしょうか。
- 末永課長： 以前も検討したけれども記載を断念した、と市長が言われたとおり、総務省の見解としてはやはり強制できないもの、となります。
- 松永委員： 仕事をしながら区の活動をやっておられる方だと、新しく転入してきた人と会う時間をとれない地区もあると聞きます。また、市の話と区の話が違ったりして苦情を言われ、区長になりたくないという人もいます。

ある程度は区に入っている人といない人の区分をしっかりとつけたほうがいいと感じています。また、市のほうからもうちょっと言ってほしいという区長からのご意見も伺っています。

松岡委員： 地域のことに関して関わりたくないという人が多い印象です。隣近所の交流がなく情報が入らない、個人情報についても厳しく、孤立・孤独死等が増えてしまうのではないかと心配しております。市や自治会にも“向こう三軒両隣”の地域のつながりを生む活動や発信を強化していただきたいと思います。

永清委員： 自治会は任意団体ですので、そういったことは家庭や地域で自然に教えられていたと思います。今はそういった機会が減っているのではないかでしょうか。PTAの会議では「大人の行動はこどもたちに見られていますよ」という話をします。こどもたちは学校で、協力し合って何かをなし遂げることを学んでいますので、地域の共助の精神を養うカリキュラムも学校教育の中でも取り入れてほしいと思います。

末永課長： 皆さんからたくさんのご意見をいただきありがとうございました。最後に事務局から連絡事項をお伝えします。

【事務局より連絡事項の伝達】

末永課長： それではこれをもちまして令和7年度第1回の合志市自治基本条例推進委員会を閉会いたします。
皆さまお疲れ様でした。

以上